

兵庫県警察術科指導者運用規程

昭和 40 年 7 月 23 日
本部訓令第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県警察における逮捕術、柔道、剣道、空手道、救急法及び体育の各術科の指導者（以下「術科指導者」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

(術科指導者の責務)

第 2 条 術科指導者は、警察官に対して、担任する術科を指導し、強じんな体力と旺盛な気力を養わせ、並びに職務の遂行に必要な技能の修得及び練磨をさせ、もって現場執行力の強化を図ることを責務とする。

2 術科指導者は、自己の責務を自覚して、常に技術と指導能力の研さんを図り、品性の陶冶に努めなければならない。

(術科指導者の区分等)

第 3 条 術科指導者を指導員と助教に区分し、その呼称、資格及び指定権者は別表第 1 のとおりとする。

2 術科指導者は、前項の資格を備え、人格がすぐれ、かつ、術技について十分な指導能力を有する者のうちから、指定権者が指定するものとする。

3 前項の指定権者は、その指定に係る術科指導者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を解除することができる。

- (1) 術科指導者としての品位をそこなう行為をしたとき。
- (2) 指導能力が著しく低下したとき。
- (3) 体力が術科指導者としての任に耐え難くなったとき。
- (4) その他指定権者が解除を必要と認めるとき。

(術科指導者運営委員会)

第 4 条 指導員及び主席助教の指定及び解除並びにその運用について審議するため、警察本部（以下「本部」という。）に術科指導者運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 警察本部長（以下「本部長」という。）
- (2) 副委員長 警務部長
- (3) 委員 警務課長、教養課長、主席師範及び本部長が指名する者

3 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、議事を主宰する。

4 委員会は、会議又は持ち回り決議によるものとする。

(指導員の配置及び任務)

第 5 条 指導員を配置する所属（以下「配置所属」という。）及び指導員が指導を担当する所属（以下「担当所属」という。）は、別表第 2 のとおりとする。

2 指導員の任務は、次の各号に掲げる指導員の区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

- (1) 主席師範 術科訓練に関する調査、研究、指導及び教養を総括し、副主席師範以下の指導員の指導育成に当たる。
- (2) 副主席師範 術科訓練に関する調査、研究、指導及び教養を担当し、師範以下の指導員の指導育成に当たる。
- (3) 師範 術科訓練に関する調査、研究、指導及び教養を担当し、上席教師以下の指導員の指導育成に当たる。
- (4) 上席教師 術科訓練の指導及び教養を分任し、教師の指導育成に当たる。
- (5) 教師 術科訓練の指導及び教養を分任する。

(主席助教の配置及び任務)

第6条 主席助教は、本部長が必要と認める所属に置く。

- 2 主席助教は、自己の所属において、柔道又は剣道、逮捕術及び救急法の訓練時間中、指導者として指導に当たるものとする。ただし、指導員の巡回指導があるときは、これを補助するものとする。

(指導員及び主席助教の指定の手続)

第7条 本部長が行う指導員及び主席助教の指定は、術科指導者指定書(様式第1号)により行うものとする。

(逮捕術助教等の数及び任務)

第8条 逮捕術助教、柔道助教、剣道助教、空手道助教、救急法助教及び体育助教(以下「逮捕術助教等」という。)は、各所属にそれぞれ1人以上を置くものとする。ただし、本部の所属(サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの所属及び警察学校を含む。)にあっては逮捕術助教等を、警察署にあっては空手道助教を必要がある場合のほか置かないことができる。

- 2 逮捕術助教等は、担任する術科の訓練時間中、指導者として指導に当たるものとする。ただし、指導員の巡回指導があるとき、又は主席助教が指導しているときは、これを補助するものとする。

(逮捕術助教等の指定及び解除の手続)

第9条 所属長が逮捕術助教等を指定するときは、兵庫県警察処務規程(昭和39年兵庫県警察本部訓令第6号)第59条に規定する事務担当者任免簿により、指定するものとする。

- 2 所属長は、逮捕術助教等を指定し、又は解除したときには、教養管理システム(兵庫県警察情報管理システムの対象業務の一つであって、職員の教養履歴等を一元的に管理することにより、的確な教養の推進に資することを目的とするシステムをいう。)に必要事項を入力するものとする。

(術科指導者の兼任)

第10条 術科指導者は、2以上の術科を兼ねることができる。

(術科指導者会議)

第11条 教養課長は、術科訓練を効果的に推進し、かつ、術科指導に関する調査、研究に資するため、術科指導者による会議を開催することができる。

(指導員の巡回指導計画の策定等)

第12条 教養課に配置された指導員は、毎月末日までに、翌日の巡回指導の計画を策定し、本部術科巡回指導計画(様式第2号)により教養課長に報告しなければならない。

2 教養課に配置された指導員は、毎月 10 日までに、前月の巡回指導の実施結果について教養課長に報告するものとする。

(指導員の勤務監督等)

第 13 条 配置所属の長は、指導員の勤務について、監督の責めを負うとともに、指導員がその任務を十分果たし得るよう配慮するものとする。また、担当所属の長から指導員の派遣要請を受けたときは、事情の許す限りこれに応じなければならない。

2 指導員の派遣を受けた担当所属の長は、その所属の訓練時間中、指導員の勤務について、監督の責めを負うものとする。

3 指導員の派遣を受けた担当所属の長は、術科訓練の重要性を認識し、所属における術科訓練の実効が上がるよう配慮するものとする。

(指導員の勤務日誌)

第 14 条 配置所属の長は、勤務日誌を備え、指導員の勤務状況を明らかにしておかなければならない。

2 指導員は、自己の配置所属以外の所属で指導を行うときは、その開始前及び終了後、その旨を自己の配置所属の長に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 40 年 8 月 1 日から施行する。

(逮捕術指導員勤務要綱の廃止)

2 逮捕術指導員勤務要綱（昭和 31 年兵庫県警察本部訓令第 19 号。以下「要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程施行の際、現に要綱の規定に基づき逮捕術指導員に指定されている者は、この規程の相当規定に基づき、それぞれ指定されたものとみなす。

附 則（昭和 41 年 7 月 5 日本部訓令第 19 号）

この規程は、昭和 41 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 42 年 3 月 31 日本部訓令第 9 号）

この訓令は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 31 日本部訓令第 4 号）

この訓令は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 4 月 1 日本部訓令第 11 号）

この訓令は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 6 月 1 日本部訓令第 11 号）

この訓令は、昭和 53 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 4 月 1 日本部訓令第 3 号）

この訓令は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 4 月 1 日本部訓令第 10 号）

この訓令は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 61 年 12 月 25 日本部訓令第 19 号）

この訓令は、昭和 62 年 1 月 20 日から施行する。

附 則 (平成6年3月18日本部訓令第4号抄)

1 この訓令は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月14日本部訓令第3号)

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則 (平成16年12月22日本部訓令第19号)

この訓令は、平成16年12月22日から施行する。

附 則 (平成23年5月1日本部訓令第8号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の兵庫県警察術科指導者運用規程の規定により術科指導者として指定されている者については、この訓令による改正後の兵庫県警察術科指導者運用規程別表第1に規定する資格を有しているものとみなす。

附 則 (令和元年12月18日本部訓令第14号)

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の兵庫県警察術科指導者運用規程の規定により術科指導者として指定されている者については、この訓令による改正後の兵庫県警察術科指導者運用規程別表第1に規定する資格を有しているものとみなす。

附 則 (令和2年8月26日本部訓令第29号)

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月31日本部訓令第24号)

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月27日本部訓令第6号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月15日本部訓令第11号)

この訓令は、令和5年3月24日から施行する。〔以下略〕

別表第1 (第3条関係)

1 術科指導者の呼称、資格及び指定権者

区分	呼称	資格	指定権者
指 導 員	主席師範	1 警視の階級 2 副主席師範としての1年以上の経歴	本部長
	副主席師範	1 警部の階級 2 柔道7段又は剣道7段以上、逮捕術上級、救急法上級及び体育に関する専門的知識 3 師範としての6年以上の経歴	
	師範	1 警部の階級 2 術科指導者養成科を修了した者	

		3 上席教師としての1年以上の経歴	
	上席教師	1 警部補（上席係長に限る。）の階級 2 柔道6段又は剣道6段以上、逮捕術上級、救急法上級及び体育に関する専門的知識 3 教師としての4年以上の経歴	
	教師	1 警部補（上席係長を除く。）の階級 2 柔道5段又は剣道5段以上、逮捕術上級及び救急法上級 3 指定基準を満たしていること	
助 教	主席助教	1 巡査部長以上の階級 2 原則として柔道5段又は剣道5段以上、逮捕術上級及び救急法上級 3 指定基準を満たしていること	所属長
	逮捕術助教	1 巡査部長以上の階級 2 原則として逮捕術上級	
	柔道助教	1 巡査部長以上の階級 2 原則として柔道4段以上	
	剣道助教	1 巡査部長以上の階級 2 原則として剣道4段以上	
	救急法助教	1 巡査部長以上の階級 2 原則として救急法上級	
	体育助教	1 巡査部長以上の階級 2 体育に関する相当の知識	

注 1 主席師範に必要な資格を有する者がいない場合は、副主席師範を主席師範代理と呼称して、主席師範の任務に当たらせることができる。

2 空手道に係る術科指導者の呼称、資格その他必要な事項は、別に定める。

2 教師及び主席助教の指定基準

教師及び主席助教の指定基準は、原則として全国警察柔道大会又は全国警察剣道大会の団体試合に3回以上出場したこととする。ただし、本部長は、この基準によりがたいと認めるときは、これに準ずるものとして、次の表の左欄に掲げる大会に、同表中欄の試合形式により、同表右欄の出場回数を出場したとすることができる。

大会	試合形式	出場回数
全国警察柔道選手権大会又は全国警察剣道選手権大会	個人試合	本部長が必要と認めた回数
世界柔道選手権大会	団体試合又は個人試合	
世界剣道選手権大会		
全日本柔道選手権大会	個人試合	
全日本剣道選手権大会		
委員会が認めた大会	委員会が認めた試合形式	委員会が認めた回数

別表第2（第5条関係）

指導員の配置所属及び担当所属

配置所属	担当所属
教養課	全所属
警察学校	警察学校
機動隊	機動隊

注 空手道に係る指導員の配置所属については、別に定める。

様式第1号（第7条関係）

術科指導者指定書

所 属	階級・氏名
に指定する	
年 月 日 兵 庫 県 警 察 本 部 長	

